### 山口県大気汚染緊急時措置要綱

第1章 趣旨

(趣旨)

第1条 この要綱は、硫黄酸化物及びオキシダントによる大気汚染の対策の円滑な実施を図るため、 大気汚染防止法第22条及び第23条の規定に基づく大気汚染の常時監視及び緊急時の措置並びに 山口県公害防止条例第48条の規定に基づく大気汚染の緊急時の措置について、必要な事項を定め るものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「警報等」とは、硫黄酸化物における情報、注意報、第1警報及び第2警報並びにオキシダントにおける情報、特別情報、注意報及び警報をいう。

第2章 監視

(常時監視)

- 第3条 硫黄酸化物及びオキシダントに係る常時監視を行う測定局は、別表第1のとおりとする。
- 2 硫黄酸化物及びオキシダントの常時監視は、山口県大気環境監視システムによるものとする。
- 3 環境保健センター所長は、常時監視の測定値を山口県大気環境監視システムによりインターネットで公表する。

第3章 緊急時における協力体制

(協力体制)

- 第4条 大気汚染の緊急時の措置の運用に当たっては、次の各号に掲げる者の協力を求め、大気汚染の防止を図るとともに、隣接する県と緊密な協調体制をとり、一般への周知について報道機関の協力を求め、その他の関係行政機関の協力を得て、大気汚染及び被害発生の防止に実効が上がるよう努めるものとする。
  - (1) 硫黄酸化物にあっては、工場又は事業場(以下「工場等」という。)において、ばい煙発生施設からの硫黄酸化物に係るばい煙を10Nm³/h以上排出する者及びその他ばい煙排出者のうち知事が必要と認める者(以下「硫黄酸化物関係ばい煙排出者」という。)
  - (2) オキシダントにあっては、工場等において、ばい煙発生施設からの湿りガスの最大量の全量を 4万Nm³/h以上排出する者及びその他知事が必要と認める者(以下「オキシダント関係ばい煙 排出者」という。)、揮発性有機化合物(以下「VOC」という。)を排出する者で知事が必要と認める者(以下「オキシダント関係 VOC 排出者」という。)及び自動車を運行する者

#### 第4章 緊急時措置

第1節 警報等の発令及び解除

(警報等の発令及び解除)

第5条 環境保健センター所長は、大気の汚染状態が別表第2の「発令基準」の欄に掲げる基準に至ったときは、それぞれ同表の「発令区分」の欄に掲げる発令をするものとし、同表の「解除基準」の欄に掲げる基準に至ったときは解除するものとする。ただし、硫黄酸化物における第1警報及び第2警報並びにオキシダントにおける特別情報及び警報を発令し、又は解除するに当たっては、環境生活部長と協議するものとする。

- 2 警報等の発令及び解除は、別表第3の「発令地区」ごとに行うものとする。 ただし、オキシダントに係る警報等について、他測定局のデータ等により広域的な汚染の発生が 考えられる場合は、別表第4の「広域発令地区」ごとに発令及び解除を行うものとする。
- 3 オキシダントに係る発令期間は、毎年4月1日から10月31日までとする。ただし、この期間外においても注意報及び警報については発令するものとする。

#### (発令時の報告)

第6条 環境保健センター所長は、情報又は注意報を発令し、又は解除したときは、速やかに環境政 策課長に報告するものとする。

#### 第2節 緊急時の措置

#### (緊急事態の周知)

- 第7条 環境保健センター所長は、警報等を発令し、又は解除したときは、その旨を関係健康福祉センター所長(下関市にあっては下関市長)に電気通信設備を使用して通報するとともに、関係健康福祉センター所長(下関市にあっては下関市長)と連携し、関係市町長及び関係する硫黄酸化物関係ばい煙排出者及びオキシダント関係ばい煙排出者並びにオキシダント関係 VOC 排出者(以下「緊急時対象ばい煙等排出者」という。)に電気通信設備を使用し遅滞なく連絡するものとする。
- 2 知事は、硫黄酸化物における注意報又は第1警報若しくは第2警報並びにオキシダントにおける 特別情報、注意報又は警報(以下「注意報等」という。)が発令され、又は解除されたときは、関 係市町長や報道機関の協力及び電気通信設備等により、その事態を一般に周知させるものとする。
- 3 環境保健センター所長は、注意報等を発令し、又は解除したときは、別図1により関係健康福祉センター、関係する緊急時対象ばい煙等排出者等の関係機関に連絡し、関係機関は同図に示す関係 先に連絡するものとする。
- 4 関係健康福祉センター所長は毎年度末までに、関係市町と協議、調整を図り、具体的な連絡系統を確立するとともに、環境政策課長及び環境保健センター所長に管内の連絡系統を報告するものとする。

#### (緊急時における措置)

- 第8条 環境保健センター所長は、情報を発令したときは、関係する緊急時対象ばい煙等排出者に対し、別表第2の「発令区分」の区分に応じ、同表の「措置」の欄に掲げる措置を講ずるよう協力依頼を行うものとする。
- 2 知事は、注意報等が発令されたときは、関係する緊急時対象ばい煙等排出者に対し、別表第2の「発令区分」の区分に応じ、それぞれ同表の「措置」の欄に掲げる措置を講ずるよう協力要請、勧告又は命令を行うものとする。ただし、第5条第2項に規定する「広域発令地区」ごとの発令にあっては、特別情報を除き、原則、協力依頼を行うものとし、必要に応じ協力要請又は命令を行うものとする。
- 3 環境保健センター所長は、警報等の発令されている地区の汚染解消のため、大気汚染の進行状況、 気象条件等から判断して、警報等の発令されていない他の地区の関係する緊急時対象ばい煙等排出 者の措置が必要であると認められるときは、他の地区の関係する緊急時対象ばい煙等排出者に同様 の発令を行うものとする。
- 4 関係する緊急時対象ばい煙等排出者は、同表の措置を講ずることにより、ばい煙量、排出ガス量、 窒素酸化物排出量又は VOC 排出量の減少に努めるものとする。

- 5 緊急時対象ばい煙等排出者は、別表第2の措置を実施する方法として、あらかじめ減少計画を策定し、必要に応じ、見直しを行うものとする。
- 6 緊急時対象ばい煙等排出者に対する協力依頼、協力要請、勧告又は命令の連絡は、環境保健センター所長が個々の関係する緊急時対象ばい煙等排出者ごとに電気通信設備により行うものとする。
- 7 環境政策課長及び関係健康福祉センター所長は、緊急時対象ばい煙等排出者に対し、勧告又は命令が行われたときは、必要に応じ、その職員に、工場等に立ち入ってその措置状況を検査させるものとする。
- 8 緊急時対象ばい煙等排出者は、協力要請、勧告又は命令に基づく措置を講じたときは、ただちに その状況を関係健康福祉センター所長(下関市にあっては下関市長)に電話連絡するものとし、そ の後措置状況を変更した場合も、その都度同様に電話連絡するものとする。

また、措置の状況について、発令のあった日から1週間以内に別紙様式1により、関係健康福祉 センター所長(下関市にあっては下関市長)を経由して環境保健センター所長に文書で報告するも のとする。

なお、協力依頼に基づく措置状況については、記録しておくものとする。

- 9 環境保健センター所長は、協力要請、勧告又は命令に基づく措置状況を取りまとめ、遅滞なく環境生活部長に報告するものとする。
- 10 知事は、硫黄酸化物における第1警報若しくはオキシダントにおける特別情報又は注意報が発令 されたときは、自動車を運行する者に対して、運行の自主的制限について、関係市町長や報道機関 の協力及び電気通信設備等により協力を求めるものとする。

また、硫黄酸化物における第2警報又はオキシダントにおける警報が発令され、当該事態が自動車排出ガスに起因すると認められるときは、県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるよう要請するものとする。

11 前項に規定する県公安委員会に対する要請は、環境生活部長が電話により行うものとする。

#### 第5章 保健対策

(健康調査)

第9条 関係機関は、硫黄酸化物又はオキシダントが原因であると認められる健康被害が発生したと きは、次の措置を実施するものとする。

重篤な健康被害が発生した場合には、被害発生地域及びその周辺地域における被害者数、主要症状、症状の発現状況等の調査を行う。

なお、調査の結果は、別紙様式2により記録し、別図1により関係機関に通報するものとする。

(委任規定)

第10条 この要綱の実施に際し、県際間における措置その他必要な細則は別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 硫黄酸化物に係る大気汚染の常時監視及び緊急時の措置要綱(昭和51年4月1日施行)及び光 化学スモッグ(オキシダント)対策実施要綱(昭和51年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- この要綱は、平成17年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。附 則
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年1月29日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 硫黄酸化物及びオキシダント常時監視測定局

| 設置場所        | 測 定 局         | 設置者 | 測 定   | 項目     |
|-------------|---------------|-----|-------|--------|
|             |               |     | 硫黄酸化物 | オキシダント |
| 和木町         | 和木コミュニティーセンター | 県   | •     | •      |
| 岩国市         | 麻里布小学校        | 県   | •     | •      |
|             | 愛宕小学校         | 県   | •     | •      |
| 柳井市         | 柳井市役所         | 県   | •     | •      |
| 光市          | 光高校           | 県   | •     | •      |
| ) [ ] [ ]   | 浅江中学校         | 県   | •     |        |
| 下松市         | 豊井小学校         | 県   | •     |        |
| 1. 47.111   | 下松市役所         | 県   | •     | •      |
|             | 櫛浜小学校         | 県   | •     |        |
|             | 徳山商工高校        | 県   | •     |        |
| 周南市         | 周南総合庁舎        | 県   | •     | •      |
|             | 浦山送水場         | 県   | •     |        |
|             | 宮の前児童公園       | 県   | •     | •      |
| 防府市         | 防府市役所         | 県   | •     | •      |
| וו נוע ניפן | 中関小学校         | 県   | •     |        |
| 山口市         | 環境保健センター      | 県   | •     | •      |
|             | 岬児童公園         | 県   | •     |        |
| 宇部市         | 宇部総合庁舎        | 県   | •     | •      |
|             | 厚南市民センター      | 県   | •     | •      |
| 山陽小野田市      | 竜王中学校         | 県   | •     |        |
| 四份小打四川      | 須恵健康公園        | 県   | •     | •      |
| <br>  美祢市   | 美祢さくら公園       | 県   | •     | •      |
| 关 你 们       | 美祢青嶺高校        | 県   | •     |        |
| 長門市         | 長門土木建築事務所     | 県   |       | •      |
| 萩市          | 萩健康福祉センター     | 県   |       | •      |
|             | 豊浦局           | 市   |       | •      |
|             | 彦島局           | 市   | •     | •      |
| 下関市         | 山の田局          | 市   | •     | •      |
|             | 小月局           | 市   | •     |        |
|             | 長府局           | 市   | •     |        |

## 別表第2 警報等の発令・解除基準、措置等

## 【1. 硫黄酸化物】

| <u> </u> |   |  |                        |           |
|----------|---|--|------------------------|-----------|
| 発 令 区 分  | 発 令 基 準   | 解除基準   | 硫黄酸化物関係ばい煙排出者の<br>措 置  | 勧告、命令等の区分 |
| 情報       | 1時間値が 0.15ppm以上であって、気<br>象条件からみて、その状態が継続する<br>と認められるとき。   |  | 20%以上を目標とした自主的なばい煙量の減少 | 協力依頼      |
| 注意報      | 次のいずれかの一に該当する場合であって、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき。  1. 1時間値が0.2ppm以上である状態を2時間継続したとき。  2. 測定値が48時間平均値で0.15ppm以上となるおそれがあるとき。  | すべての測定局の 1<br>時間値が 0.15ppm以<br>下となり、 0.2ppm以<br>上となるおそれのな<br>くなったとき。 | ばい煙量を35%以上減少           | 協力要請      |
| 第1警報     | 次のいずれかの一に該当する場合であって、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき。  1. 1時間値が0.2ppm以上である状態を3時間継続したとき。 2. 1時間値が0.3ppm以上である状態を2時間継続したとき。 3. 1時間値が0.5ppm以上の値になったとき。 4. 測定値が48時間平均値で0.15ppm以上となったとき。 5. 1時間値が0.2ppm以上である状態を6時間以上継続し、気象条件からみて大気汚染がなお進行すると認められるとき。 | すべての測定局の1<br>時間値が0.15ppm以<br>下となり0.2ppm以上<br>になるおそれのなく<br>なったとき。     | ばい煙量を50%以上減少           | <b>勧告</b> |
| 第2警報     | 次のいずれかの一に該当する場合であって、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき。  1. 1時間値が0.5ppm以上である状態を3時間継続したとき。  2. 1時間値が0.7ppm以上である状態を2時間継続したとき。  | すべての測定局の1<br>時間値が0.4ppm以下<br>となり0.5ppm以上に<br>なるおそれのなくな<br>ったとき。      | ばい煙量を80%以上減少する措置をとる。   | 命令        |

注) 情報、注意報及び第1警報発令時における減少率は、情報提供直前のばい煙排出量に対する割合をいい、第2警報発令時における減少率は、排出許容量に対する割合をいう。

## 【2. オキシダント】

|         |  | _   |   |                       |  |
|---------|--|---|---|-----------------------|--|
| 発 令 区 分 | 発 令 基 準<br>(1測定点)  | 解除基準(全測定点)  | オキシダント関係ば<br>い煙排出者の措置                         | オキシダント関係VOC<br>排出者の措置 | 勧告、命令等の区分  |
| 情報      | 1時間値が 0.10ppm<br>以上0.12ppm未満で<br>あって、気象条件か<br>らみて継続すると認<br>められるとき。                                     | 1時間値が0.10ppm<br>未満となり気象条件<br>から見て当該大気汚<br>染の状態が回復する<br>と認められるとき。    | 20%以上を目標と<br>した自主的な排出ガ<br>ス量又は窒素酸化物<br>排出量の減少 |                       | 協力依頼   |
| 特別情報    | 1時間値が 0.12ppm<br>未満であって、オキ<br>シダント類似の大気<br>汚染の発生により、<br>現に被害が発生し、<br>気象条件からみて継<br>続又は拡大すると認<br>められるとき。 | オキシダント類似の<br>大気汚染が消失し、<br>気象条件からみて再<br>び発生するおそれが<br>ないと認められると<br>き。 | ばい煙又は排出ガス量若しくは窒素<br>酸化物排出量を2<br>0%以上減少        | VOC排出量を減少             | 協力要請又は勧告   |
| 注意報     | 1時間値が0.12ppm<br>以上0.40ppm未満で<br>あって、気象条件か<br>らみて継続すると認<br>められるとき。                                      | 1時間値が0.12ppm<br>未満となり気象条件<br>から見て当該大気汚<br>染の状態が回復する<br>と認められるとき。    | 排出ガス量又は窒素酸化物排出量を<br>20%以上減少                   | VOC排出量を減少             | 協力要請<br>ただし、広域発令地区<br>への発令の場合は、原<br>則、協力依頼(必要に<br>応じ、協力要請)       |
| 警報      | 1時間値が0.40ppm<br>以上であって、気象<br>条件からみて継続す<br>ると認められると<br>き。   | 1時間値が0.40ppm<br>未満となり気象条件<br>から見て当該大気汚<br>染の状態が回復する<br>と認められるとき。    | 排出ガス量又は窒素酸化物排出量を<br>40%以上減少                   | VOC排出量を減少             | 命令<br>ただし、広域発令地区<br>への発令の場合は、原<br>則、協力依頼(必要に<br>応じ、協力要請又は命<br>令) |

注) 情報発令時における減少率は、通常の排出ガス量又は窒素酸化物排出量に対する割合をいい、特別情報、注意報、警報発令時における減少率は、情報提供直前の排出ガス量又は窒素酸化物排出量に対する割合をいう。

## 別表第3 監視機関、発令地区

# \_\_【1. 硫黄酸化物】

|     |          |  |   |   | 区  | 0)  | 詳   | 細                        | 発令基準測定局                     |
|-----|----------|--|---|---|--|---|---|--------------------------|-----------------------------|
| 1   |          | 和木町の区<br>平成18年<br>津川以北の  | 三3月1  |   | おける  | 5岩国市  | 〒の区場  | 或のうち今                    | 和木コミュニティーセンター<br>麻里布小学校     |
|     | 岩国市の南部地域 | 平成18年<br>今津川以北山、大字代<br>近延、大字<br>字杭名、大字二鹿、大                           | 公部地域<br>方安、大<br>子入野、<br>大字守内  | 及び大<br>字行正<br>大字廿<br>、大字                              | 字柱<br>ま<br>、<br>大<br>・<br>木<br>、<br>ナ<br>、<br>ナ<br>、<br>ナ<br>、<br>ナ<br>、<br>ナ<br>、<br>ナ<br>、<br>ナ<br>、<br>ナ<br>、<br>ナ<br>、 | 高、大学<br>字伊房、<br>大字上日<br>大字瓦名  | <ul><li>土生、</li><li>大字ナ</li><li>ストラ</li><li>、大ラ</li><li>、大ラ</li></ul> | 大字寺<br>大山、大字<br>字天尾、大字   | 愛宕小学校                       |
|     | 光市       | 平成16年<br>防、室積の<br>地域   |   |   |  |   |   |                          | 光高校<br>浅江小学校                |
|     | 下松市      | 下松市の区  | 「域のう  | ち、米   | 川を関  | 余く地域  | 艾   |                          | 豊井小学校<br>下松市役所              |
|     | 周南市の東部地域 | 平成15年<br>須々大会、<br>理、大く。)<br>戸田及び湯                                    | 須々万<br>莇地、<br>、川曲   | 本郷、<br>金峰、<br>、川上                                     | 中須南<br>須万、<br>、四飢  | 有、中 (4)<br>下上、  | 頁北、县<br>上村  | 長穂、大道<br>(浦山地区           | 櫛浜小学校<br>徳山商工高校<br>周南総合庁舎   |
| 県   | 周南市の西部地域 | 平成15年<br>大道理、大<br>曲、川上、<br>地域  | E 4 月 2<br>c 向、下<br>四熊、<br>E 4 月 2  | 0日に<br>上、上<br>中野、                                     | おける<br>村 (湘<br>小畑、   | ボ山地区<br>夜市、<br>る新南  | 区を除く<br>戸田及<br>陽市の  | (。)、川<br>gび湯野の<br>区域のうち  | 浦山送水場<br>宮の前児童公園            |
|     | 防府市      | 防府市の図  | 区域のう  | ち、野   | 島及び  | が小野 る   | と除く地  | 也域                       | 防府市役所<br>中関小学校              |
|     | 宇部市      | 平成16年、大字小野   |   |   |  |   |   |                          | 岬児童公園<br>宇部総合庁舎<br>厚南市民センター |
|     | 山陽小野田市   | 平成17年  | 三3月2  | 1日に   | おける  | 5小野日  | 目市の□  | 区域                       | 竜王中学校<br>須恵健康公園             |
|     | 美祢市      | 平成20年次の地域の地域の地域の大領地域の大領地のの東京の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の | 除、<br>集畑<br>は加<br>は加<br>に<br>が<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に | 域<br>辞川、<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1<br>1 | 河内、中村、乡地、第2  | 桑原、<br>杉原及<br>杉原及<br>之<br>之<br>之<br>之<br>、<br>第<br>2<br>区<br>、<br>第 | 北分海<br>なび嘉才<br>なび上里<br>ち6 区が  | 可内、入<br>k<br>F<br>p ら第13 | 美祢さくら公園<br>美祢青嶺高校           |
|     | 下関市A地域   | 平成17年 彦島地区及  |   |   |  |   |   | 或のうち、                    | 彦島局                         |
| 県   | 下関市B地域   | 平成17年旧市域、川   |   |   |  |   |   |                          | 山の田局                        |
| 下関市 | 下関市C地域   | 平成17年<br>長府地区、<br>の地域  | 三2月1  | 2 日に  | おける  | 5下関市  | すの区域  | 或のうち、                    | 小月局<br>長府局                  |

## 別表第3 監視機関、発令地区

## 【2. オキシダント】

| 監視機関 | 発令地区              | 発   | 令 :  | 地  | <u>X</u>                 | Ø   | 詳   | 細   | 発令基準測定局                 |
|------|-------------------|---|--|--|--------------------------|---|---|---|-------------------------|
|      | 和木町及び岩国市<br>の北部地域 | 和木町の区<br>平成18年<br>津川以北の   | 3月19   | 日におり   | ける岩                      | 岩国市   | の区域   | のうち今  | 和木コミュニティーセンター<br>麻里布小学校 |
|      | 岩国市の南部地域          | 平成18年 18 4 1  | 部地域及7<br>安、大字7<br>入野、大字<br>字守内、2   | び大字<br>行正、<br>字廿木、<br>大字下、   | 注島、<br>大字伊<br>、大字<br>、大字 | 大字<br>+房、<br>×上田<br>×瓦谷   | 土生、<br>大字大<br>、大字<br>、大字                        | 大字寺<br>山、大字<br>天尾、大<br>行波、大   | 愛宕小学校                   |
|      | 柳井市               | 平成17年<br>大字日積、<br>保庄におけ<br>古庵、近長  | 2月20<br>大字伊陸、<br>る小野、  | 日にお<br>、大字 <br>山近、   | ける柳<br>阿月、               | 7井市<br>大字   | の区域<br>平郡及                                      | のうち、<br>び大字伊  | 柳井市役所                   |
|      | 光市                | 平成16年<br>防、室積の<br>地域  |  |  |                          |   |   |   | 光高校                     |
|      | 下松市               | 下松市の区   | 域のうち、  | *川   | を除く                      | 地域  |   |   | 下松市役所                   |
|      | 周南市の東部地域          | 平成15年<br>須々万奥、<br>理、大向、<br>を除く。)<br>戸田及び湯   | 4月20<br>須々万本<br>莇地、金<br>、川曲、J  | 日にお<br>郷、中<br>郷、東<br>峰、須<br>川上、  | ける徳<br>須南、<br>万、下        | 野山市<br>中須<br>下上、  | 北、長<br>上村(                                      | 穂、大道<br>浦山地区  | 周南総合庁舎                  |
| 県    | 周南市の西部地域          | 平<br>成<br>15年<br>大<br>曲<br>地域<br>15年<br>た、<br>に<br>で<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に<br>に | 向、下上、<br>四熊、中野<br>4月20   | 、上村<br>野、小が<br>日にお   | (浦山畑、夜<br>畑、夜<br>ける新     | 地区方市、   | を除く<br>戸田及<br>市の区                               | 。)、川<br>び湯野の<br>域のう   | 宮の前児童公園                 |
|      | 防府市               | 防府市の区   | 域のうち、  | . 野島   | 及び小                      | 、野を   | 除く地   | 域   | 防府市役所                   |
|      | 山口市               | 平大保大野字二除九十二年野大長字上年 八十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二  | 9月30<br>令のうち8<br>字仁保中9<br>野、大字5<br>中尾、大字<br>字陶、大字  | 日にお<br>329番地<br>水<br>大<br>ス<br>大<br>ス<br>本<br>大<br>の<br>半<br>大<br>子<br>等<br>表<br>大<br>子<br>等<br>よ<br>大<br>よ<br>き<br>よ<br>き<br>よ<br>き<br>よ<br>き<br>よ<br>き<br>よ<br>き<br>よ<br>き<br>よ<br>き<br>よ<br>き | けから 年 大字                 | 1739番<br>1739番<br>以字<br>大字<br>大<br>二<br>古<br>子<br>名<br>二<br>子<br>名<br>二<br>子<br>名<br>一<br>名<br>一<br>名<br>一<br>名<br>一<br>名<br>一<br>名<br>一<br>名<br>一<br>名<br>一<br>名<br>一<br>名 | の地大大大大人の大力の大力の大力の大力の大力の大力の大力の大力の大力の大力の大力の大力の大力の | の<br>うち、<br>大字に<br>上大<br>大宗に<br>、川<br>大宗<br>大<br>大<br>大<br>大<br>大<br>大<br>大<br>大<br>大<br>大<br>大<br>大<br>大 | 環境保健センター                |
|      | 宇部市               | 平成16年大字小野、  |  |  |                          |   |   | ,, , - <b>,</b>   | 宇部総合庁舎 厚南市民センター         |
|      | 山陽小野田市            | 平成17年   | 3月21   | 目におり   | ける小                      | ・野田   | 市の区   | 域   | 須恵健康公園                  |
|      | 美祢市               | 平次大見伊豊区の場の野の町の場の野の町の野の町の町がで   | 除く地域<br>ち、東京<br>は、東京<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、<br>は、 | 藤ケ河 <br>  、中 <sup>  </sup><br>   堀越、<br>1 区、3  | 为、桑<br>村、奥<br>万<br>第 2 区 | 原、<br>原及<br>原及<br>第   | 北分河<br>び嘉木<br>び上野<br>6 区か                       | 内、入<br>ら第13   | 美祢さくら公園                 |
|      | 長門市               | 長門市の区   |  | . rie: 4 /   | . • • /r                 | - V P PIN   |   | ~*  | 長門土木建築事<br>務所           |
|      | 萩市及び阿武町           | 萩市及び阿   | 武町の区均  | 或  |                          |   |   |   | 萩健康福祉センター               |
| 県    | 下関市の北部地域          | 平成17年町、豊北町  |  | 目におり   | ける菜                      | 打川町.  | 、豊田   | 町、豊浦  | 豊浦局                     |
| 下関市  | 下関市の南部地域          | 平成17年   |  | 目におり   | ける下                      | 関市  | の区域   |   | 山の田局<br>彦島局             |
|      | i .               | l   |  |  |                          |   |   |   | 1/2 P-3 // 3            |

### 別表第4 広域発令地区【オキシダント】

| 監視機関 | 広域発令地区   | 発令基準測定局                          |
|------|--|----------------------------------|
|      | 岩国市及び和木町の全域  | 和木コミュニティーセンター<br>麻里布小学校<br>愛宕小学校 |
|      | 柳井市、周防大島町、上関町、田布施町及び平生町の全域                           | 柳井市役所                            |
|      | 光市全域   | 光高校                              |
|      | 下松市全域  | 下松市役所                            |
| <br> | 周南市全域  | 周南総合庁舎<br>宮の前児童公園                |
|      | 防府市全域  | 防府市役所                            |
|      | 山口市全域  | 環境保健センター                         |
|      | 宇部市全域  | 宇部総合庁舎 厚南市民センター                  |
|      | 山陽小野田市全域   | 須恵健康公園                           |
|      | 美祢市全域  | 美祢さくら公園                          |
|      | 長門市全域  | 長門土木建築事務所                        |
|      | 萩市及び阿武町の全域   | 萩健康福祉センター                        |
| 県下関市 | 下関市の北部地域全域<br>(平成17年2月12日における菊川町、豊田町、豊浦町、<br>豊北町の区域) | 豊浦局                              |
|      | 下関市の南部地域全域<br>(平成17年2月12日における下関市の区域)                 | 山の田局<br>彦島局                      |

### ばい煙量減少措置状況報告書

年 月 日

山口県環境保健センター所長 様

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の氏名

#### 硫黄酸化物緊急時のばい煙量減少措置を次のとおり実施したので報告します。

| 17/10/27     | X 10 10 3K 10K        | 3.181、产业业               | 別ク 旧臣 E 八・                     | - C 40 / / / / / / / / / / / / / / / / / / |                                 | 0 0 7 0                                       |           |
|--------------|-----------------------|-------------------------|--------------------------------|--|---------------------------------|---|-----------|
| 減少措置年月日      |                       | 年                       | 月 日                            |  |                                 |   |           |
| 減少措置時間       | 開始<br>終了              | 時   分     時   分         | 発 令 され た<br>警報等の区分             |  |                                 |   |           |
| 減少措置をした施設の種類 | 硫黄酸化物<br>排出許容量<br>(A) | 硫黄酸化物<br>通常排出量<br>(届出值) | 情報提供直前<br>の硫黄酸化物<br>排出量<br>(B) | 減少措置を<br>した時間                              | 減少措置を講<br>じた後の硫黄<br>酸化物量<br>(C) | 減少率<br><u>B - C</u><br>B<br><u>A - C</u><br>A | (注)<br>又は |
|              | Nm³/h                 | Nm <sup>3</sup> /h      | Nm³/h                          | 時 分  | Nm³/h                           |   | %         |
|              |                       |                         |                                |  |                                 |   |           |
|              |                       |                         |                                |  |                                 |   |           |
|              |                       |                         |                                |  |                                 |   |           |
| 減少措置を講じた施設の計 |                       |                         |                                |  |                                 |   |           |
| 工場全体の計       |                       |                         |                                |  |                                 |   |           |

(注) 減少率は、注意報及び第1警報にあっては(B
$$-$$
C)のBに対する割合  $\left[\begin{array}{c} B-C \\ \hline B \end{array}\right]$  をいい、 第2警報にあっては、(A $-$ C)のAに対する割合  $\left[\begin{array}{c} A-C \\ \hline A \end{array}\right]$  をいう。

### ばい煙量減少措置状況報告書

年 月 日

山口県環境保健センター所長 様

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の氏名

### オキシダント緊急時のばい煙量減少措置を次のとおり実施したので報告します。

| オキン          | グノト緊急呼  | ずのはい煙重源                                 | 域少措置を次の                 | とわり夫肔し        | たので報音し                               | K 9 0                     |
|--------------|---|---|-------------------------|---------------|--------------------------------------|---------------------------|
| 減少措置年月日      |   | 年                                       | 月日                      |               |                                      |                           |
| 減少措置時間       | 開始<br>終了                                      | 時   分     時   分                         | 発令された<br>警報等の区分         |               |                                      |                           |
| 減少措置をした施設の種類 | 措置の対象<br>の区分<br>(窒素酸化<br>物又は排出<br>ガス量の区<br>分) | 窒素酸化物<br>の通常排出<br>量又は排出<br>ガス量<br>(届出値) | 情報提供直前の窒素酸化物排出量又は排出力 ス量 | 減少措置を<br>した時間 | 減少措置を講<br>じた後の窒素<br>酸化物量又は<br>排出が ス量 | 減少率 ※1<br><u>A-B</u><br>A |
|              |   | Nm <sup>3</sup> /h                      | Nm <sup>3</sup> /h      | <br>時 分       | Nm³/h                                | %                         |
|              |   |   |                         |               |                                      |                           |
| 減少措置を講じた施設の計 |   |   |                         |               |                                      |                           |
| 工場全体の計       |   |   |                         |               |                                      |                           |

\*\*1 減少率は、特別情報、注意報及び警報にあっては、(A-B)のAに対する割合  $\left[ egin{array}{c} A-B \\ A \end{array} 
ight]$ をいう。

### VOC 量減少措置状況報告書

年 月 日

山口県環境保健センター所長 様

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 にあってはその代表者の氏名

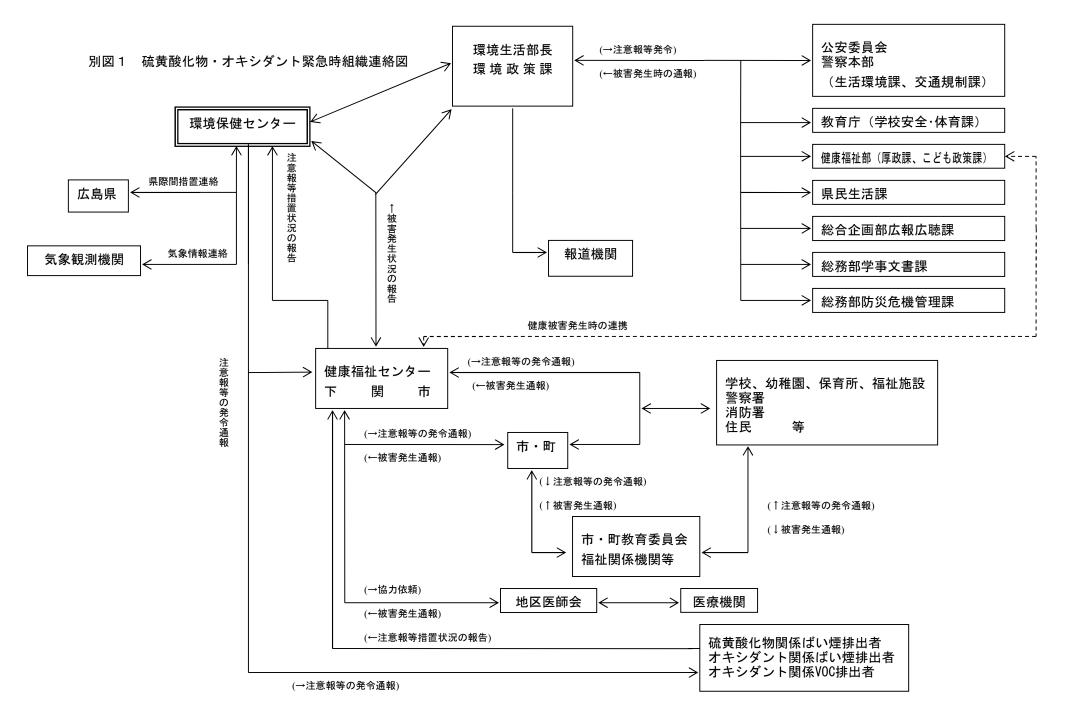
オキシダント緊急時の VOC 量減少措置を次のとおり実施したので報告します。

| 272              | プマー衆心  | 40 V V V C | ±1/9 | ショー・ロースのこ          | . 40 7 天心 しん | こりて取りしより。 |
|------------------|--------|------------|------|--------------------|--------------|-----------|
| 減 少 措 置<br>年 月 日 |        | 年          | ļ    | 月 日                |              |           |
| 減少措置時間           | 開始終了   |            | 分分   | 発 令 され た<br>警報等の区分 |              |           |
| 減少措置を            | とした施設の | 種類         |      | 減少措置の              | 内容           | 減少措置による効果 |
|                  |        |            |      |                    |              |           |
|                  |        |            |      |                    |              |           |
|                  |        |            |      |                    |              |           |
|                  |        |            |      |                    |              |           |
|                  |        |            |      |                    |              |           |
|                  |        |            |      |                    |              |           |

#### 別紙様式2

### 硫黄酸化物・オキシダント被害連絡受付票

|                  | 机更酸化物    | ・オイング                | ノト仮音    | 过是形文个 | 示  |   | 医師の治療を             | を受けた者 |     |     | 人     | 医療機 | <b>對名</b>  |     |
|------------------|----------|----------------------|---------|-------|----|---|--------------------|-------|-----|-----|-------|-----|------------|-----|
|                  |          | 受付日時                 | 年 月<br> | 日 受付  | 者( | ) | 入院し                | た者    |     |     | 人     | 医療機 | <b>對</b> 名 |     |
| /Ш               | 所(所在地)   |                      |         |       |    |   |                    |       |     |     |       |     |            |     |
| 出<br>者<br>氏名(機   | 関、学校、団体) |                      |         |       |    |   | 5 重症者名とる           | その症状  |     |     | 1     |     |            |     |
|                  |          |                      |         |       |    |   | 年令(学年)             | 氏     | 名   | 性別  | 職     | 業   | 症          | 状   |
| 害                | 所(所 在 地) |                      |         |       |    |   |                    |       |     |     |       |     |            |     |
| 者氏名(機            | 関、学校、団体) |                      |         |       |    |   |                    |       |     |     |       |     |            |     |
| 1 症状を感じ          | た日時      | 年 月                  | 月 日     | 時 分~  | 時  | 分 |                    |       |     |     |       |     |            |     |
| 2 症状を感じ          | た場所運動    | 場、教室、体育館             | 、公園、道路  |       |    |   |                    |       |     |     |       |     |            |     |
| 3 症状を感じ<br>の活動状況 |          | 場(体育授業、ク<br>で授業中、歩行中 |         | 競技)   |    |   | 6 措置               |       |     |     |       |     |            |     |
| 4 症 状            | 被害者概数    | 人                    |         |       |    |   | 7 動物・植物の           | の被害状況 |     |     |       |     |            |     |
|                  | (1)目がちかち | かする                  | 人       |       |    |   |                    |       |     |     |       |     |            |     |
|                  | (2)涙が出る  |                      | 人       |       |    |   |                    |       |     |     |       |     |            |     |
|                  | (3)咳が出る  |                      | 人       |       |    |   |                    |       |     |     |       |     |            |     |
|                  | (4)喉がいがら | <b>\</b> `           | 人       |       |    |   | 8 症状を感じた (1) 天候( 昨 |       |     |     | (2) 風 | 、(強 | ì、弱、微、     | 無風) |
|                  | (5)吐き気がす | る                    | 人       |       |    |   | (3) 気温(            | °C    | )   |     | (4) 湿 | 度(  | % )        |     |
|                  |          |                      |         |       |    |   | (5) 視程 (は~         | っきりして | いる。 | かすん | しでいる  | 。非  | 常に見通しが悪い。  | )   |
|                  |          |                      |         |       |    |   |                    |       |     |     |       |     |            |     |



(注) この図における「注意報等」は、オキシダントにおける特別情報、注意報及び警報並びに硫黄酸化物における注意報、第1警報及び第2警報をいう。